

ジェイアールバス東北本部

第35号

2021年4月30日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

乗務員連続勤務手当の新設について

ジェイアールバス東北本部は4月5日（月）にバス東北会社から、2021年4月1日のダイヤ改正において効率的な乗務員の運用を図るため、1勤務で3暦日以上（3日）の行路が増えたことにより経費負担が増えることから、乗務員の負担軽減を目的に乗務員連続勤務手当を新設するとの説明を受けました。

バス東北本部は、これまで青森支店を中心に北東北の各職場において仙台地区への転勤が多く発生していることから転勤者の負担軽減を強く訴えてきましたが、会社は、昨年「2020年冬季ダイヤに関する申し入れ」の団体交渉において、単身赴任者を出来るだけ少なくし社員が長く働ける職場をつくるためには、1勤務が3暦日以上（3日）の行路を増やし、地方の業務を増やしていかなければならないとの考えを示しました。それを受けて青森分会では、職場議論を重ね、様々な意見があった中で転勤者を減らし職場を守ることで意思統一し、2021年夏季ダイヤにおいては、A B C D行路を受け入れる判断をしました。しかし、泊まり行路が増えることで食費などの負担が大きくなることから、新たな手当の支給を求める声が多く、その後の団体交渉等でも改善に向け労使議論を継続して行ってきました。

今回の乗務員連続勤務手当新設については、職場から支給額や対象行路等に様々な意見もありますが、これまでの議論と職場の声が反映されており、何より組合員・社員の経済的負担軽減に繋がることから大きな前進であると捉えています。しかし、合意に至った期日が実施日を過ぎており今後にも影響を及ぼすことから、確認メモにおいて労働条件の変更にあたっては労使が合意の上で行い、十分な議論を行える期間を設けることを改めて確認しました。

◆支給範囲

1 勤務が3暦日勤務以上かつ初日の出勤時間が21時以前の場合（貸切含む）

◆支給額

1 勤務が3暦日勤務で800円 1日増加ごとに800円加算

◆実施日

2021年4月1日からの勤務より（手当の支給は、翌月の給与）

※出向・エルダー社員を除く

**更なる労働条件向上と職場環境改善に向け
組合員の声を基に職場運動を強化していこう！**